

○岩沢座長 皆様そろわれましたので、「第三国定住に関する有識者会議」の第2回会議を始めさせていただきます。

本日は、中井伊都子委員、それに根本敬オブザーバーが欠席されております。

また、本日から UNHCR のダニエル・アルカルオブザーバーから小尾尚子オブザーバーに交代されております。一言、ごあいさつをお願いいたします。

○UNHCR (小尾) ありがとうございます。UNHCR の小尾尚子と申します。

本日から、ダニエル・アルカルの後を引き継ぎまして UNHCR の法務担当ということでオブザーバーとして参加させていただきます。今後とも、どうぞよろしくをお願いいたします。

○岩沢座長 ありがとうございます。

配付資料について事務局から説明をお願いします。

○中川参事官 それでは、私の方から御説明させていただきます。

資料1が本日の議事次第、配付資料一覧でございます。

資料2は、前回の議論に関連する法務省と外務省からの提出資料でございます。

資料3は、諸外国における第三国定住制度に関する資料でございます。

資料4は、IOMの方で作成された資料でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入る前に、前回、山田委員から第三国定住難民の選考について御質問がありました。そこで、法務省から第三国定住難民の選考について御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○法務省 法務省でございます。現在、第三国定住難民の選考を担当しておりますので、手順についてお手元の資料に基づきまして簡単に説明させていただきます。

資料2の左の方に平成24年、平成25年とありますのは、これまでのスケジュールに則って第4陣で選考した場合を想定した場合の時期を記載したものでございます。

まず、法務省から候補者リストの提供依頼を UNHCR に例年8月ぐらいにいたします。そして、1か月半ぐらい後に UNHCR から法務省に候補者リストが提供されて、それに基づいてその中から候補者を選考していくということになります。UNHCR には、閣議了解に基づいたところのいろいろな条件をクリアした方を推薦してくださいということでお願いしております。

リストの提供を受けますと、その中で「書類選考」を、具体的には好ましからざる人たちが含まれていないかということ、上陸拒否リスト等と照合しまして、そういう人たちがいた場合はこれを排除して、最終的に面接対象者というものを決定するわけでございます。なお、これまで、書類選考で排除された人はございません。

面接対象者リストが決定されますと、現地において面接調査をするわけでございますけれども、タイのメーソットにあります IOM の施設をお借りしまして、面接を行います。これには法務省職員のほか、関係省庁等から参加希望があった場合は面接調査に参加することになります。

なお、現地では UNHCR、IOM、在タイ日本大使館の方々に御協力をお願いしているところ
でございます。

面接調査の中では基本的な身分確認等のほかに、閣議了解にございます日本社会への適
応能力、あるいは自立可能性といったところを中心にいろいろな質問をしたり、経歴等
をお聞きしたりする質問形式の面接が行われます。

特に、難民キャンプにいる方々はいろいろな面で教育等を受けておられない方もいらっ
しゃいますので、日本にいられてから非常に苦労されるケースもございますので、例えば
簡単な四則演算とか、あるいは時計の読み方とか、そういったところまで聞くような面接
を行っております。

面接が終わりますと、その結果を持ち帰ってまいりまして、関係省庁の意見もお伺いし
ながら受入れ予定者を決定して、最終的な健康診断を受ける方々のリストを作成して、関
係方面に御連絡を差し上げるという手順になります。

その後は、現地で健康診断を行いまして、特段の健康上問題のない方について最終的に
受入れが決まるということになります。

その後は、現地における出国前研修を経まして、最終的な来日になります。

簡単な説明でございますけれども、このような選考手続でございます。以上ございま
す。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明を踏まえて、何か御質問、御意見はありますでしょうか。

池上委員、どうぞ

○池上委員 池上です。御説明ありがとうございました。

一番上のところの、法務省から UNHCR に依頼をした後、1 か月半後ぐらいで UNHCR から
候補者リストが提供されるということですが、そもそも候補者リストの基になるよ
うな資料というのは日本の UNHCR にあるのか、それともメーソットの UNHCR のところにあ
るのか。

要するに、その1 か月半ぐらいの間に UNHCR 側でどんな作業がなされるのかというイメ
ージがちょっと持てないものですから、差し支えない範囲で結構ですが、聞くこと
ができればうれしいです。

○岩沢座長 それでは、UNHCR よろしいでしょうか。

○UNHCR (宮澤) ありがとうございます。法務部におります宮澤でございます。

UNHCR 内の手続ですが、まず法務省さんから御連絡をいただきまして、選考の基準の部
分を確認させていただきます。その基準に則って、私どもの事務所にございます難民のデ
ータベースがあります。これはプログレスと呼んでいるもので、住民登録のデータベース
と同じようなものですが、キャンプ内の人口を記録する目的で運用しているプログラムで
ございます。このデータベースに、日本政府からいただいた条件をかけた上で、フィルタ
ーをかけて、そこから対象となり得る者のリストを挙げていきます。

そして、私たちはショートリストと呼んでおりますが、その方たちを対象にいろいろな形で連絡を取り、お話を伺ったりですとか、私どもの方からできる説明をさせていただいて、興味があるかどうかということをお伺いし、もし興味があるということであれば、私どもの方で RRF、リセトルメント・レジストレーション・フォームというふうと呼んでおりますけれども、第三国定住を希望するという趣旨の願書、申請書みたいなものを作らせていただきます。

それを基に、私どもの方でもう一度その方の背景事項を見せていただいて、それを法務省さんの方に提出させていただくという形になっております。

これは、個々人の難民のケースにアプローチをしていくケースですが、これとは別に一般の方と言いますか、大きな数の方を対象にしたインフォメーションキャンペーンを行う形の事業もさせていただいております。これは、いわゆる公民館的なものがキャンプの中にあるのですが、そういったところで私どもの方で日本及び日本の第三国定住事業について説明をさせていただきまして、興味のある方を募り、その会の後でまた別のセッションを設けてその場で興味を示してくださった方を対象に、より詳しい日本の事業の説明をして出願につなげていくというタイプのものでございます。

ですので、大きく分けると個人的にアプローチをしていくもの、それから一般を対象にした説明会の中で興味のある者を募っていくもの、の2種類ございます。細かく挙げるともう少しあるのですが、大きく分けるとその2種類があります。以上です。

○岩沢座長 ほかに御質問、御意見はありますか。

なければ、本日の議題に入る前にもう一点ございます。前回、池上委員から難民キャンプにおける広報活動に関する御質問がありました。現在、行っている広報活動がどのようなものかについて、我々委員としても情報を共有しておきたいと思っております。そこで、外務省から難民キャンプにおける広報活動について御説明をお願いします。

○外務省（阿部） 外務省人権人道課の阿部でございます。よろしくお願いたします。

まず、どういった広報資料を作っているかということでございますけれども、例えば我が国の第三国定住の定住プログラム、実際には第1陣なり、第2陣なりが講習を受けているような様子をDVDに焼いたようなもの、あるいは難民キャンプの潜在的な候補者になるような方に対して、第2陣の方々が日本でこういった形で生活しているよというようなことをメッセージにしたDVDであるとか、そういったものを用意いたしまして UNHCR さん、あるいは我々のタイにあります大使館などを通じて情報キャンペーンを行うということをしております。

それで、どういう機会に行くかということですが、これは今、法務省さんの方から説明がありました面接調査、今年で申し上げれば2月に1回やっておりますし、実は来週、追加的な調査ということでもう一回現地に行きますけれども、こういった機会ですね。

あるいは、我々タイのバンコクに大使館があるとは言え、キャンプにそうしょっちゅう行けるというものでもないですから、例えば要人の方等がキャンプの視察に、いらっしゃ

る機会なども利用いたしまして、今申し上げたような広報用の資料を使いまして、現地のキャンプにいらっしゃる難民の方にいろいろな日本の事情とか、日本の第三国定住のプログラムの内容とか、こういったものを御紹介しているということでもあります。

それから、先ほどお配りした写真ですけれども、これはメーラ・キャンプで図書館を運営している日本のNGOがごさいます。ここの協力もいただきまして、今申し上げたようなこと、すなわち日本の定住支援プログラムの様子であるとか、キャンプの方々への実際に日本に来た方々からのメッセージであるとか、こういったものを図書館の壁に掲載するか、その図書館の中で日本に関する一般的な資料も含めて閲覧できるようにする。あるいは、DVDなども上映したりするといった形で広報活動を行ってきているということもございます。

なかなか手段も、それから機会も限られておりますから、必ずしも十分ではないと思いますが、今後とも更にどういうことができるかということについては常に考えていきたいと思っております。

とりあえず、以上でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、今の説明につきまして何か御質問、御意見はありますでしょうか。

UNHCR、どうぞ。

○UNHCR (宮澤) 私どもの方でも、インフォメーションキャンペーンという形で広報活動を4月にさせていただきました。そのときに、今の阿部課長のコメントとちょっとつながるところがあると思いましたので、情報共有させていただきたいと思えます。

私どもの方でも日本の事業の伸張をさせていただいたのですけれども、そのときにキャンプの自治会のようなものがあるのですが、この自治会の会長さんたち、リーダーたちの集まりと話をさせていただく機会がありました。そのときにそのリーダーの方から、この間も少しコメントさせていただいたのですが、第三国定住事業の対象者が特定の背景の方に偏っているということで、感情的なところで気分を害されている難民の方がおられるというような話があったりですとか、プロモーションを行ったときに難民の側からも同じようなコメントがあったということがありましたので、今後はその事業のプロモーションをしていただく際に、そういったところも考慮していただいた上で、難民の方たちに御説明をしていただくと、より深い理解を得ていただけるかという感じがあります。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、法務省どうぞ。

○法務省 先ほどちょっと御説明が落ちたのですけれども、第3陣は既に2月に2家族10名の面接調査を終わっているのですが、今回のキャンプ地拡大を受けまして、UNHCRに更に追加募集をお願いしまして、新しい希望者の方々がヌポ、ウンピナムの方から出ておりますので、明後日、21日から現地調査を行うことで予定してございます。追加して御報告させていただきます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 キャンプのことについてよく分からないので教えていただきたいのですが、キャンプには今でも我が国に、我が国にというほど、いろいろな国から来ている状況があるのでございましょうか。受け入れたいということ。

○岩沢座長 それでは、UNHCR お願いします。

○UNHCR (宮澤) 大きな国で、アメリカですとかカナダ、オーストラリア、そういった国はタイのミャンマー国境における 9 つのキャンプの中で、多少ターゲットと言いますか、フォーカスになるキャンプというのは動いてきてはいるのですけれども、大体毎年何万人規模で受け入れられていると思いますが、数字は恐らくそれほど大きく変わっていないと思います。

今の御質問にあった、では新しい国がどんどん入ってきているかということ、そういうこともないようで、今ちょっと数字を私は手元に持っていないのですが、たしか 6 か国か 7 か国ぐらいだったと思うのですが、それほど大きな変化はなかったと思います。

もしよろしければ、後で数字をまとめて共有させていただきたいと思います。

○IOM (橋本) 一言だけ、今のメーラ・キャンプからの出国については、私どもが本日配らせていただいております資料の 4 (3) のところに具体的な統計資料として 2004 年～2011 年、そして今年については毎月どこの国に行ったかという資料がございますので、もしよろしければ御参照いただければと思います。以上です。

○岩沢座長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

ございませぬようでしたら、本日の議題に入ってまいりたいと思います。議事次第の 2 の (1) 「諸外国における第三国定住支援の現状」という議題に入ってまいります。これにつきましては、外務省から説明をお願いいたします。

○外務省 (阿部) ありがとうございます。

配付資料ですが、「諸外国における第三国定住による難民の受入れの概要」というものがお席にあるかと思えます。これに沿って、お話をさせていただきたいと思えます。

まず、1 枚めくっていただきますと全体の数でございます。これは UNHCR さんによりますと、平成 24 年の世界全体で第三国定住が必要と考えられる難民の数というのが約 17 万ちょっとで、この中で今、第三国定住を正式にプログラムとして持っている国が 22 か国と申し上げました。ここに書いてある 22 か国ですけれども、これがトータルで約 7 万前後を受け入れているという状況でございます。この数字は、平成 22 年の数字になります。

下の方にちょっと注書きで書いてございますが、この 22 か国に加えてドイツ、イタリア、あとは若干の国が正式なプログラムではないけれども、受入れ実績がある国がございますということで、御覧いただきますとアメリカが最も多いわけですが、更には数千の単位でカナダ、オーストラリア、この 3 か国が多分、御三家と申しますか、一番受入れの多い 3

か国で、順に北欧であるとかヨーロッパの国、更には日本も含めて幾つの中南米の国も含め、2けたとか、そういう単位での受入れをしている国があるということでございます。

次に、3ページでございます。これは、左の側がそれぞれの難民の出身国、それから右の欄がその第一次の庇護国、すなわち第三国定住先に行く前の国です。日本が受け入れておりますミャンマー難民で言えば、赤の太字で左から右にミャンマーからタイ、マレーシアと書いてございますけれども、こういったところに主にその第一次庇護国として移って、更にはこの中の一定数の方が第三国に移っていったということでございます。

次に4ページでございますが、これは主な国ごとに一体どういう国からの難民を受け入れているかという数字でございます。統計が2011年だったり、2010年だったり、ばらつきが若干ありますし、それからこれはすべてがぴったり第三国定住ということで一致した数字ではございませんので、ややほかの、今見ていただいた数字等の関係で乖離もございますけれども、大ざっぱに言って例えば大所のアメリカ、オーストラリア辺りを見ますと、トップ3の難民の出身国というのが大体ミャンマー、イラク、ブータン、この3か国ぐらい以下となっております。

カナダ辺りで見ますとイラク、ブータン、ミャンマーも受け入れていたのですが、最近は数字が低くなってきているようでして、代わりにほかにソマリアとかイランとか、こういった方々を受け入れているようでございます。

全体を見ていただいても、順位は後先ありますけれども、大体似たようなところの難民の方々を受け入れているということになろうかと思えます。

それから、次の5ページ目でございます。ここから先は、やや幾つか、これまでいろいろな形で御議論、あるいは問題提起のあった角度から、諸外国はどういうふうに対応しているのだろうかという形でまとめてみました。ここは、要するに家族単位で受け入れているか、あるいは単身者も受け入れているか、両方かというところを見てみました。

一言で申し上げますと、家族単位で受入れが多いという国が、例えばニュージーランド、アイルランド、英国の辺りはあります。他方において、オーストラリア、アメリカ、カナダ、この辺りは単身者も半分ぐらいは受け入れているということのようでございます。

この家族の定義というのは国によっていろいろあって、なかなか難しいのですが、日本のお父さん、お母さんと未成年の子どもといういわゆる核家族的なもの以外にも、おじいちゃん、おばあちゃんとか、そういう高齢の扶養者かどうかとか、こちら辺はケースバイケースでそういうものも人道的な配慮で受け入れているとか、そういう国もあるようでございます。

それから単身者の受入れですが、先ほど家族単位が多いという国を御紹介しましたけれども、こういう国も別に単身者を排除しているということではないと言えようかと思えます。唯一、アイルランドだけは単身者についてこういった一定の条件を付けているということはあるのですが、これも別に単身者を排除しているということではございません。

次に6ページでございますが、ここでは障害者、あるいは医療が必要な方々をどの程度

受け入れているか、あるいは受入れ枠があるか。あるいは、経済的自立可能性というものをどの程度選考の過程で考慮するのか、しないのかという辺りを見てみました。

結論から申し上げますと、障害者あるいは医療の必要性のある方については、例えばニュージーランドが750人受入れ枠中の10%ぐらい、こういった方々を受け入れている。あるいは、もうちょっと数字が低くなりますけれども、イギリス辺りでは2%、オランダ辺りも400人ちょっとぐらいのうちの30人ですから1割弱か、そのくらいを受け入れている。デンマークも、若干そういった枠を持っているということが見て取れるかと思えます。

それから、経済的自立性につきましては、若干注意を要するのですが、選考の過程でこれを基準としていると言っている国は必ずしも多くありません。カナダが一定の考慮をしている。あるいは、オランダが選考時に統合可能性を考慮しているというようなことは言っていますけれども、ほかの国は余り直接選考の過程では考慮していない。

他方において、例えばアメリカ、あるいはイギリスは早期自立、あるいは自立を促すということは、受け入れた後においては当然大きな目標の一つに掲げているということも言っているところがございます。

それから、次の7ページでございます。これは私からというよりは、もしあれでしたらUNHCRさんの方から御説明いただいた方が正確かと思えますけれども、こういったいろいろなカテゴリー別と言いますか、こういった理由で難民の方々を各国が第三国で受け入れるかということでもあります。

上の2つは、やや一般的な、保護の必要性があるとか、ほかに恒久的な解決策がないとか、こういったジャンルになるかと思えますけれども、3つ目以降は暴力の対象になったとか、女性であるとか、今、申し上げた医療の必要性が特にあるとか、子ども、若者である、あるいは高齢者である。こういったようなカテゴリーになっているということがございます。

8ページ目でございますが、ここから先は各国の第三国定住スキームにおける支援の中味について少し見ていきたいと思えます。

まず、若干その金額的なところでどうかということが一番上に書いてございますのは、日本について見ると、ここに数字を書きましたけれども、結局これは各国の制度をどこまで何を含んだ数字かというのは、必ずしも正確にすべて比較できるように数字を取り出すというのは非常に難しいです。ですから、非常に一つの目安として御参考にさせていただければと思います。

日本の場合、1人当たりで言うと450万くらいということになりますけれども、ほかの国の例で見ますと乳児が日本より少し多い490万くらいで、以下、アメリカ等々ということで日本よりも大分少ない数字が出ております。これは相当数千、数万の単位で受け入れている国ということになりますと、必ずしも1人当たりの数字がそう多くならないということもあるかもしれませんし、それからNGO、民間団体、いろいろなところのボランティアとか、必ずしもその金額、数字に現われない部分もありますから、その全体の支援がど

れだけ厚いか、厚くないかということを経験的に比較するというのは非常に難しいかと思えますけれども、一つの目安として掲げさせていただきました。

それから、1ページ飛んで10ページでございます。ここは、より具体的に当初の期間においてどのくらいの支援をしているか、あるいはその当初の期間が過ぎた後にどういう手当をしているかというところを見ております。

左の欄が当初の期間ということなのですが、オーストラリア、ニュージーランド、この辺りは12か月、1年間、当初こういった集中的な支援をしていますということですが、実はその後ろに出てきますアメリカ以降の国と違って、必ずしも直接的な金銭給付と言いますか、生活支援をしているわけではないということでございます。

一番上の5行くらい書いてあるところで日本について見てみますと、これは入国当初の約180日間の定住支援プログラムの期間ですけれども、月額にしますと約4万5,000円を生活費として支給。それから、住宅については国の予算で借り上げていますけれども、大体家賃にしますと約12万円相当になります。あるいは、約180日の定住支援プログラムが終了し、職場適応訓練に移る段階で約15万7,000円の一時金の支給がある。こういった形になっていますけれども、カナダなどで見ますと、円に換算すると月額で6万円ちょっとの生活の支援みたいなお金、それから一時金が約15万円というような数字がございます。

大体、最初の支援期間は1年というところが多いかと思えます。最後のスウェーデン、デンマーク辺りは2年とか、3年というようなことになっているようです。

それから、1年ないし数年の当初の期間が終わった後、どうなるかということです。これは右の欄でございますけれども、ここに書いてある第三国定住を実施している主要国においては、一般の社会保障制度と言いますか、生活保護も含めてそういった当該国の国民が受給できるようなものについて難民も、あるいは場合によってはその移民も含めて受けられるという格好になっております。

オーストラリアで見ますと、失業手当が2週間で500オーストラリアドルと言いますから、月換算しますと8万円ぐらいなのだろうと思えます。それから、その下のニュージーランドで言いますと、これは夫婦の場合、子どもがいる、いないは関係ないということらしいのですけれども、340ニュージーランドドルということですので、これは週単位ですから月単位に換算しますれば8万5,000円くらい、8万円ちょっとくらいということのようです。若干の一時金もあるということのようです。

アメリカにつきましては、最初の期間につきましては初動の部分は30日ということで、これは国務省がやっています、その後は保険省の方で8か月、あるいは右の欄に書いてありますような貧困家庭一時扶助、TANFということで、日本の生活保護に相当するものだと思いますけれども、こういったものがあります。

ただ、金額なども、これはアメリカですから州によって全然違うということで、期間も金額も州によって大分異なってくるということです。

それから、アメリカの場合は、食料についてはフードスタンプというのがありますので、

難民などもこれに頼ることができるということでございます。

次のページも幾つか国が書いてございますけれども、大体おおよそのところで言えば今、申し上げたように当初の期間が1年程度、それからそれが終わった後に一般の社会保障制度に移行していくという形になってございます。

次の12ページを御覧いただきますと、ここは各国が主にどういう形で第三国定住事業を実施しているか、実施主体の観点から見ております。お分かりいただけますように、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ、あるいはオランダくらいまで含めれば、民間の団体を通じて個々の難民支援のサービス提供をしているということでございます。

これに対しまして、北欧、スウェーデン、デンマーク、あるいはアイルランド、こういったところは地方自治体を通じた支援という形を取っているということでございます。

それから、最後に1か国だけというところで、一番下のフランスが内務省傘下の独立行政法人が担当しているというようなことでございます。

次の13ページは、この後、IOMの橋本さんの方からもいろいろお話があると思いますので、私の方から特に詳しくは述べませんけれども、日本が一番下に書いてございますように、タイの難民キャンプで約3～4週間の事前の出国前の研修、これは日本における生活ガイダンスとか、日本語の教育とか、こういったものを実施しているということでありませう。

一番上のところで、その出国前の研修の段階で日本のように数週間にわたる語学教育をしている国というのはどうもないようだ、と一応書かせていただきましたが、IOMさんの資料を拝見しますと、アメリカ、イギリス辺りについてもIOMさんが一定の出国前の語学研修をされているようなので、期間が日本と同じか、長いか、短いか、そこはまた後で教えていただけたらと思いますけれども、我々が調べた限り、必ずしもそう多くはないかということでもございました。

ここの中で、ノルウェーとかオーストラリアとかの出国前研修で書いてございますのは、語学以外の点について言えば、当然それぞれの国に来るに当たって、それぞれの国の社会のいろいろな知識について最低限のことを知っていただくということと、それからやはり新天地に行くのである種、過剰なとか、過大な期待が生まれやすいかもしれないけれども、それはばら色の生活が待っているというわけではなくて、最初はいろいろ大変なことがあるのだというようなことも含めてお話をすることのようでございます。

それから、次の14ページでございます。これは、各国が最初にそれぞれの国に来たときに一定の定住支援の施設に入所して集中的に定住支援プログラムを受けるかどうかという点を見ております。

受けるという形になっている国が、ここに書いてございますニュージーランド、アイルランド、フランス辺りで、期間は6週間～数か月単位と、まちまちです。

2つ目の黒ポツで、そういうものがない国ということで、ほかの大どころのアメリカ、

カナダ、オーストラリア等々はないということです。これは後から私の方からも、アメリカ、カナダに出張に行かせていただいたので、その点をお話しさせていただきますけれども、御承知のとおりアメリカ、カナダは移民国家でございますので、難民も含めて伝統的に大きな人数で受け入れているということもあって、若干その規模との関係でなかなか当初の定住支援においてそういった形をとっていないということなのかと思いました。

最後の15ページでございます。これも、先ほどちょっと申し上げた語学の関係でございます。必ずしもすべての国で何時間というのが出てくるわけではないですけれども、大体見てみますとフランスでは400時間くらい、それからカナダのケベック州辺りで言うと1,000時間、1,100時間、このくらいの間のはらつきがあるということです。日本につきましては、一番下のところで大体570時間ちょっとの日本語教育ということであります。

期間につきましては、例えばニュージーランド、アメリカ辺りを御覧いただきますと最大で5年、アメリカは当初は30日のプログラムもありますけれども、一般的な支援のスキームに移行する過程において5年というものもありますし、スウェーデン辺りを御覧いただきますと2年というような期間になっているようでございます。

駆け足で大変恐縮ですけれども、以上ざっと各国の状況を御紹介いたしました。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、ここで諸外国の第三国定住の取組みについて、実際に5月に調査を行った3人の方、内閣官房富田内閣参事官補佐、外務省阿部課長、権田事務官から補足的な御発表いただきます。ちょっと時間が押しておりますので、その点、御留意いただきますようお願いいたします。

それでは富田補佐、よろしくお願いたします。

○内閣官房（富田） 内閣官房の補佐の富田でございます。この度、アイルランドとオランダに出張して参りました。

これは私の印象ですが、オランダとアイルランドは対照的で、オランダは受入れ人数も多いことから、割とシステムティックに受入れを行っている、他方、アイルランドは受入れ人数も少ないので、関係者が連携して非常にきめ細かく定住支援を行っているという感じがいたしました。

ただ、印象としてどちらにも共通して言えますことは、地域のボランティアの方が関わっていらっしゃるということです。両国の受入れ規模は違うのですが、共通しているところだと思います。以上です。

○岩沢座長 ありがとうございます。それでは、阿部課長よろしくお願いたします。

○外務省（阿部） 私は、カナダとアメリカに行って参りました。今も申し上げたとおり、伝統的に移民、あるいは難民も大量に受けている移民国家はどういうことですので、ちょっと我が国とは状況が違うとは思います。

カナダについてまず申し上げれば、基本的には連邦政府、移民・市民憲章というのがございまして、州はケベック州以外は余り特定の役割を果たしていないということのようで、

連邦政府から直接その NGO に行っている。

ただ、これはアメリカもそうなのですけれども、政府が定めた細かいいろいろな基準ですね。基準と申しますのは、難民に対してどういうサービスが提供できるかということについての基準に合致し、政府との間で契約関係に入った者について資金援助をし、実際のサービス提供をしてもらうという格好になっております。

それから、アメリカもそこは全く同じで、先ほど申し上げたように当初の 30 日、それからその後 8 か月、あるいは一般の制度に移行するという形であります。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、最後に権田事務官、よろしく願いいたします。

○外務省（権田） 私の方は、オーストラリアとニュージーランドに行って参りました。

印象の方だけ述べさせていただきますけれども、オーストラリアの方はもう既に多文化共生社会ということが十分に定着しているということを経験として、受入れの方にも理解がある。初めから定住地域における民族コミュニティの活用ということを念頭に置いたような定住支援策が置かれているようでして、特に私が訪問した先がちょうど難民としての背景を持つ職員が 90% を占める実施団体（NGO）でしたので、そういった難民の経験も踏まえた上でのきめ細かなケースマネジメントをするというような特徴がありました。

また、民族コミュニティがあるところを定住地域として決定して、実際の具体的な住居などは後から本人に選ばせるということがあるのですけれども、最初からそういったコミュニティというものを前提に置いている。

また、コミュニティガイドという、コミュニティと難民とを結び付ける役割をしているというようなものを重視しているという特徴がありました。

あとは、ボランティアの養成と活用というのものにもオーストラリアは力を入れているということでした。

ニュージーランドの方ですけれども、実施団体としては、唯一、ニュージーランド難民サービスというところが行って参りました。こちらの方はボランティアの力を非常に活用しているということで、毎年 400 人から 500 人のボランティアを養成している。

また、この団体とは違うのですが、英語学習支援に関する NGO 団体というものが英語教育の方の支援をボランティアベースで実施しているというような特徴がありました。

ニュージーランドについても民族コミュニティの存在ということを念頭に置いて、その近くに難民を配置して定住支援を行うというところに特徴があったと思います。以上です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ただいまの発表につきまして御質問、御意見があるかと思いますが、時間の関係上、時間は後でお取りしますので、直ちに議題（2）「IOM における第三国定住支援の取組み」に入りたいと思います。IOM の橋本オブザーバーから御説明をお願いします。どうぞ。

○IOM（橋本） 座長、ありがとうございます。僭越でございますが、発表させていただきます。

お手元のファイルの後ろの方で、カラーのところからが IOM の資料になっております。カラーの 1 枚前が目次ということになっております。基本的には、このカラーの 4 の (1) というものに沿ってお話をさせていただければと思います。

若干の PR になってしまって恐縮ですが、私ども IOM は 1951 年に設立をされた当初から、難民の第三国定住というのは IOM 憲章に書かれている中心的な任務でございました。写真は、第二次世界大戦の直後に欧州に何千万と存在していた避難民、難民を南米に送り出していた、その船を IOM がアレンジしていたところでございます。

その下のスライドは第三国定住事業の沿革で、端的に申しますと、当然戦争が起こって周辺諸国に難民が逃れ、そこからの難民を第三国に定住させるという形でブームと言いますか、その時の「はやり」がございます。今、一番多いのは阿部課長から御説明がありましたとおり、ブータンとイラクでございます。

その次のページでございますけれども、1951 年から 2008 年までに 1,500 万人の難民の第三国定住をさせていただいております。過去 10 年で大体 90 万人ということで、毎年約 10 万人の移動を支援しております。

現在では、一番大きな第三国定住専門の事務所というものが主にアンマン、ダマク、モスクワにございまして、アンマンでは基本的にイラク難民を対象としておりまして、エジプト、ヨルダン、イラク、シリア、チュニジアにいるイラク難民の第三国定住。そして、ネパールのダマクにありますのは、さまざまな難民の方を扱っている事務所でございます。基本的にはブータン難民が一番多いのですけれども、アフガン、ビルマ、中国、エジプト、エチオピア、インド、イランから来ている難民で、その周辺地域に散らばっている方をネパールのダマクの事務所から（遠隔操作のような形で）主に北米等々に第三国定住しております。

モスクワについては、アフガン、ウズベク、イラク、イラン、アフリカ諸国出身、それから旧ソ連籍の難民の方を対象にしております。

それから、ボゴダにあります事務所もコロンビア難民、それからカンダハールはカナダ軍にアフガン戦争の当時、通訳として雇われたアフガン人を直接、第三国定住、要するに第一国から第三国へ飛ぶというイメージですけれども、それをやらせていただいております。

ちなみに、イラク難民につきましても IOM がイラクにいる、国境を越えれば難民と認められるであろう方々をイラクから直接アメリカへ、かぎ括弧付きの「第三国定住」というものをさせていただいております。

その主な受入れ国と難民出身国については阿部課長から御説明があったので、飛ばします。

それから、第三国定住のパッケージでございまして、1 番から 8 番までがパッケージになっておりまして、IOM が難民の方の最初の面接から含めてケースワークをさせていただいている実施地が次のページのブルーの国々でございまして。

ちなみに、赤いところは先ほど申し上げた5つの第三国定住専門の事務所が設置されている場所でございます。

それから、出国前研修を実施している場所については、次のページの下の地図にございますオレンジのところでございます。

それで、ちょっと見にくいかもしれないのですが、資料の(2)というところ、紙の色が突然違っているところの最初のページになるのですが、こちらは星取表になっております。先ほど阿部課長から御指摘がございました点ですが、こちらは要するにケースワークから出国前健康診断・治療・衛生管理、それから出国前研修・生活ガイダンス、渡航支援、さまざまな活動がございますけれども、これについてどこの国に行く難民についてIOMが支援を提供させていただいているかという星取表です。実は当然、米国であればさまざまな国にいらっしゃる難民の方を受け入れておまして、その難民がどこにいるのかによってIOMがケースワークをしている場合、していない場合がございます。

それぞれの受け入れ国について、どこにいる難民についてしている、していないというのを書き始めますと非常に表がややこしくなってしまうので、その国についてどこかでしていれば黒丸の印を付けさせていただいております。

それから、この一番左側の欄にある、例えば難民との面接ですとか、出国前健康診断・ガイダンス、渡航支援、それぞれについて何をしているのかという説明がその次のページにございます。かなり小さいフォントで書いていて見にくくて恐縮ですが、お時間があるときにもしよろしければ御覧いただければと思います。

それから、カラーの方に戻らせていただきます。IOMでは難民の方々のプロフィールづくりというものもしておまして、その際に難民の方々が行く前にどういう期待を持っていて、どういう懸念を持っているか。これは、カナダ行きのミャンマー難民の方々に実施したアンケートでございます。後ほど、また御覧いただければと思います。

かなり駆け足ですが、次のページにいかせていただきます。次のページは、皆様には本当に釈迦に説法で恐縮ですが、念のためにおさらいということで、第三国定住は庇護申請等々から含めてどのように人が出身国、庇護国、第三国まで移動するかということも図形化させていただいております。

ここからは、そのようなグローバルな活動に基づいて、日本行きの難民の方々に私どもIOMが何をさせていただいているのかということに入ります。

「IOMと日本」というところがございますけれども、駐日事務所が開設されたのは、まさに日本にそのとき既にいたインドシナ難民の方々の中で、この辺りは大森さんの方がお詳しくていらっしゃるかもしれないのですが、日本ではなくて、既に家族や親戚が北米にいたので北米に行きたいといった方々を、日本からの第三国定住をさせていただく、そういう目的で私どもの事務所ができました。

それから、ちょっと飛びますけれども、2004年にはタイから北米への第三国定住が本格化し、数も増えまして、乗り継ぎ支援というものを多くさせていただいております。

その次のところ、下のスライドになりますけれども、2004年から今に至るまで、成田空港における乗り継ぎ支援を基本的に火、水、木とさせていただいております、1週間に100名から400名の難民の方が成田空港を経由して北米にいらっしゃいます。先ほど障害者の方の第三国定住という話が阿部課長からありましたけれども、私どもの駐日事務所では必要に応じて職員が、担架や酸素ボンベ、車いすを成田空港でアレンジするというのもさせていただいております。

その上の年表みたいなどころに戻りますけれども、1980年代からさまざまな形でIOMはインドシナ難民の支援に携わらせていただいておりますが、2006年にインドシナ難民の家族の日本への呼び寄せ事業というものが終了いたしました。

この1980年代から2006年までのインドシナ難民の受入れの経験については、第1回のときにお配りいただいた資料にありますので、もしよろしければ御覧いただければと思います。

次のスライドを飛ばしまして、更にページをめくっていただきますと、先ほどちょっとお話が出ました統計資料がございます。2004年～2011年のタイからの出国者数の統計でございますが、より詳しいものが、資料の(3)というところがございます。2004年～2011年まで、それから2012年の4月末まで、MMと書いてあるのがミャンマー難民の意味なのですけれども、どの国にタイから出国をしているかという統計でございます。

その(3)の2ページ目のところには、今年についてはどこのキャンプから毎月何人出発したかという統計がございます。毎年の月別資料もございますので、もし必要であれば差し上げることもできます。

それから、次の「日本のパイロット事業の流れ」については、恐縮ですが、ちょっとはしらせていただきます。ちなみに今年、先ほど難民認定室長からもお話がございましたけれども、明後日から始まる難民の面接については、Mae Sot がございます難民の第三国定住のプロセッシングセンターというところで、日本の政府の方々に難民の方々の面接をしていただくことになっております。

基本的に、プロセッシングセンターはアメリカが出資している施設で、IOMが運営している施設でございます。中にはかなり充実した宿泊施設などもございまして、またこちらで出国前研修などを行っている場合もございます。

いつもはキャンプの中で出国前研修をしておりましたが、今年は時間がないのでプロセッシングセンターの中で研修をする。そしてヌポ、ウンピナム、メーラからの方、全員合共同でこの中で出国前研修をするということになっております。

それから、あとは若干、本当に簡単に写真を入れさせていただきました。

後で内閣官房の方のお取り計らいでメーラ・キャンプの中の様子のDVDについて、レセプションの最中に映像を流させていただけるということでございますし、この辺りの写真についてはもう既によく御存じの方もいらっしゃると思いますので、ちょっと飛ばしてまいります。

ページ数がついていなくて恐縮なのですが、メーラ・キャンプの概要についても途中でございます。ただ、先ほどお話がありましたとおり、難民の第三国定住は2004年からやっておりますので、やはりアメリカ行きの方々も減っております、昨年1年間でメーラ・キャンプからIOMの支援で出国した方は2,000人強ということで、若干その前の年に比べますと減っているということは言えるかと思えます。

それから、出国前研修の生活オリエンテーション、文化研修と語学研修の内容です。こちらの方に今日お持ちしたのですが、第1年目にこのような生活ガイダンスのハンドブックを難民の方々用に作らせていただきました。こちらの日本語版は皆様の御参照用、こちらがカレン語になっておりますが、これを難民一人ひとりに配布しております。これは回覧させていただきます。

こちらは、AJALTの方々とは先生方に御協力いただいていた日本語の「こんにちは ほん」という文字編、会話編で、文字編は2つございますけれども、こちらは日本に来てその次の年から、要するに今5歳の方ですね。その次の年になったら就学をする年齢以上の方々には、全員語学研修に参加していただいています。

それから、特にやはり難民の方々への生活ガイダンスでは、(IOMの支援で「日本用出発前 文化研修」と書いてあるスライドの下のどういうことを入れているかというところですが)、雇用の機会と就労、それから家計のやりくりというところについて特に力を入れて進めております。大きな計算機を使って私どものトレーナーが難民のお父さん、お母さんに家計のやりくりについて教えることもございます。

それから、難民の方々には当然、飛行機に乗るのは初めてでございますし、洋式のトイレのやり方も分かりません。やはり普通の旅客機を使っての旅でございますので、率直に申し上げて航空会社の方々からよく私どもの駐日事務所はおしかりを受けるのですけれども、トイレトレーニングということも非常に力を入れております。

それから、別途配布しました資料を御覧いただきますと、英語で恐縮ですが、タイ国内の地図がございます。レフュジーキャンプという言葉はどこにもございませんで、当然、タイ政府のポリシーにのっとってテンポラリーシェルターという名前で呼ばれております。

そのテンポラリーシェルターというのはオレンジの三角のところでございます、タイランドと書いてあるちょっと左の辺りにウンピナムというものがあります。そのすぐ下にヌポ、そしてメソットにあるIOMの事務所を挟んでメーラというのがタイ、ミャンマー国境沿いがございます。御参照いただければと思います。

それから、カレン民族の方が日本に来るのが初めてであれば、日本にとってもカレン民族を受け入れるのは初めてでありますので、特にカレン民族の難民に直接支援をする方々にハンドブックを作っております。それが、資料(4)のところに含まれております。

これは、あえて非常に薄いものにしてあります。厚くすると誰も読んでくれないと思いますので、いわゆる難民の方には余り慣れていないような鈴鹿の方、三郷の方、そういっ

た方々にも読んでいただける厚さのものをあえて作っております。

時間の関係がありますので、カラーのページの最後の紙の上のスライドのところに行きたいと思います。「今後への提言」というところです。特に外務省の方々が北米及びオーストラリア、ニュージーランドに出張でいらっしゃったとお聞きしたすぐ後にこのようなことを申し上げるのは非常に恐縮なのですが、阿部課長も繰り返しておっしゃったとおり、日本が学びやすいのは、移民国家ではなくて、やはり非移民国家であるヨーロッパ諸国から学ぶのがより優しく、適用しやすい形で学べるのではないかと思います。

先ほどアメリカでは単価が安くなっているというお話がありましたけれども、例えばの話としては、難民の方々はローンを組んで飛行機代を払い戻すといった形をアメリカは取っていたり、ちょっと日本では考えにくい制度を取っています。富田さんがいらっしゃった国、あるいは今回諸外国について非常にすばらしい研究をしていらっしゃって本当に敬服申し上げているところですが、是非、非移民国家の方が参考しやすいのではないかと思います。

それから、ケースワーカーのところはちょっと飛ばします。既に定住支援員というのがあると思います。

3つ目の点ですけれども、先ほどボランティアの方が諸外国では多くいらっしゃるというお話がございましたが、「ホスト・ファミリー制度」というのを作っている、特に非移民国家があります。ホスト・ファミリーと言うと、ずっとその家庭に住み込むようなイメージがありますが、そうではなくて、例えば週末にお父さん、お母さんとお買い物と一緒にいくとか、平日であればお母さんと一緒に郵便局に行くですとか、市役所に行って手続きをするですとか、あるいはお子さんであれば、同じ通学路ならば一緒に通学する。ペアリングですね。そういったことをやっているところがございます。

それから、ホスト・ファミリーではなかったとしても、その地域のおうちに、「おうち拝見」のようなプログラムを持っている国もあります。

それから、「ようこそ先輩！」と書いたのですけれども、難民の方々、また移民の方々にも当てはまるのですが、日本で頑張ってくださいと言われても何を頑張ったらいいのか分からない。頑張った行く末にどうなれるのか分からないという難民の方、移民の方が多い。特に、池上先生が御存じだと思っておりますけれども、日系ブラジル人の方々についても、「頑張るってどういう意味ですか？」と分からない。

例えば、今、既に日本にはインドシナ難民の方々がたくさんいらっしゃって、その中にはお医者様になったような難民の方もいらっしゃいますし、これは UNHCR の方々の受け売りなのですけれども、たしかインドシナ難民出身の方で JICA に今、勤めていらっしゃって、ベトナムデスクをしておられるすばらしい女性の方がいらっしゃると思うのですが、そのように恐らく同じような苦勞をした先輩の難民の方々、当然かぎ括弧付きですけれども「成功」していらっしゃるような方にお話をしてもらおう。特に親御さんですね、親に、あなたが頑張って働いて子どもがしっかり学校に行ければ、あなたの子どもはこうなれるのよと

伝える。そういう意味で、「ようこそ先輩！」プログラムというのをするとよろしいのではないかと思います。

それから、次の3点についてはもう既に阿部課長から御説明いただいたので、最後の点に飛びます。これは、UNHCRの方々におかれましては、もし反対意見がございましたら是非教えていただきたいのですけれども、いろいろな国が障害者である難民の方も受け入れていると同時に、いわゆるアーバンケースロードと言われる都市型難民の方の受入れも実は行っております。

アーバンケースロードというのがどういう難民のことを意味するかというのはUNHCRの方々から教えていただいた方がいいかもしれないのですが、例えばマレーシアにいる難民、マレーシア当局からすれば「不法」に働いている方々ですけれども、働くということが何を意味するのか、自立するとはどういうことを意味するのか、ATMの使い方くらいは分かっている。そういう難民の方ですけれども、いわゆる国際的な保護が必要で、更に代替的な措置がない。そういった方々について、2011年だけで数えましてもマレーシアからだけでも8,000人を超える難民の方々が第三国に受け入れられています。その中で、ミャンマーの方は2011年で約2,500名がマレーシアからさまざまな国に行っています。

率直に申し上げて、すぐに自立を促すのであれば、やはりキャンプにいらっしゃる方々は非常に脆弱な方々である可能性が高いので、例えばパイロットケースである間に閣議了解等々の変更が伴うのであれば皆様うんざりという感じなのかもしれないのですけれども、いろいろなケースをやってみるという意味では、こういったアーバンケースロードというのを混ぜてみるというのも、御検討のテーブルにもし乗せていただければと思っております。

長くなりました。申し訳ありません。ありがとうございました。

○岩沢座長 ありがとうございました。

それでは、ここで議事次第の3「意見交換」に入っていきたいと思えます。ただいま、議題（1）について外務省、議題（2）についてIOMから御報告をいただきました。それにつきまして、もし御質問がございましたらここでちょうだいしたいと思います。

委員の皆様方からの御意見もあわせてここでちょうだいたしたいと思います。諸外国の第三国定住支援の現状について、ただいま、外務省とIOMから説明を伺ったわけですが、規模や受入れの体制、あるいは支援の在り方というのは国によってさまざまであることが分かりました。

諸外国の制度をここですべて評価するということではできませんけれども、前回、第1回のUNHCRの発表にもありましたように、諸外国の取組みの中でよい実務例があれば、それを参考にするというのは日本の制度を検討するに当たって必要な視点であると思えます。

そこで、各国の制度についての御感想がございましたら、特に日本との比較等を含めて御意見がございましたら、ここでちょうだいしたいと思います。

とりあえず皮切りに、私から簡単な質問をIOMにさせていただきたいと思えます。第三

国定住の主な受入国として、アメリカ、カナダ、オーストラリアがあるという御説明でした。IOM からいただいたデータによりますと、カナダはタイからのミャンマー出身者の受入れを最近減らしていることがデータから読み取れるのですけれども、そういう理解で合っていますでしょうか。

○IOM（橋本） 例えば2007年はカナダだけで見ますと1,600、その次が約700、その次が800、その次2010年が350、そして2011年については82となっているので、減っているという御指摘は正しくて、先ほど阿部課長の方からの御発表にあったと思うのですけれども、このごろカナダはブータンが増えているということでした。

先ほどの阿部課長の4ページ目ですが、イラク、ブータンにフォーカスが移っているというふうに言えるかと思います。

○岩沢座長 理由も分かればお聞きしたかったのですけれども、ただいまブータンなりにフォーカスを移しているという御説明がありましたので、そういうことかなと思いました。

○IOM（橋本） 申し訳ありません。UNHCRの方々と共同で調べてと思いますが。

○岩沢座長 それでは、池上委員、どうぞよろしくお願いします。

○池上委員 ありがとうございます。私は、やはりどうしてもエスニックな限定というものについて関心があるものですから、先ほどUNHCRの宮澤さんからも御指摘があったように、日本の今のパイロット的な受入れの中でカレン族に実質的には限定をかけていることについて当事者たち、あるいは同じキャンプにいるほかのエスニックグループから御意見がある。それで、外務省の調査は非常によくまとまっていて、私自身とても勉強になったことをまず申し上げたいと思います。

その上で、やってくる人たちの言語への対応、どうしてもそれは少数言語ということになるので、少数言語への対応という観点から何らかのエスニックな縛りをかけているということはあるのでしょうか。

今、伺っていると、ボランティアベースでかなりいろいろな人がケアに関わってくれているということなのですが、それは公用語学習だけのことなのか、少数言語への対応ということなのか。やってくる人たちの母語への対応の観点で、エスニックな限定をかけている国の事例はあるか、ないかというのが質問になります。

○岩沢座長 外務省、お願いします。

○外務省（阿部） 直接のお答えになるかどうか分からないのですけれども、私が出張したアメリカ、カナダなどでは英語ですが、その研修などでは彼らは別にカレン族とか、そういう特定の1つとか2つとかの出身の方だけを受け入れているわけではない。

そうすると、ありとあらゆる複数の民族の方がいても特段、通訳を語学研修の段階では入れてやっているというわけではない。むしろこれはメソッドの問題なのかもしれませんし、そういう形でやった方が言葉の習得も早いという発想も多分あるのだろうと思いますが、そういう意味においては通訳が特段障害になるということではないのだろうと思います。

他方、来て右も左も分からないというところで、全く一切の通訳もなしに、基本的なことも含めて教えられるかというところはあると思いますが、それについて、では諸外国がどこまで手当てしているかというのはちゃんとした説明はないのですけれども、ただ、これも私が行って感じたことは、いわゆる元難民の方というのが非常に活躍をされている。それで、当然アメリカ、カナダのような国であれば、もともと行った方がいっぱいいる。コミュニティの方はいっぱいいるということで、大概いろいろな言葉のそういった通訳も含めて、ボランティアかもしれません。そのプールと言いますか、リソースがあるということには言っていました。

そこが日本の場合、もともとそういったいろいろな国の方、若干はあると思いますがけれども、今ここに資料に掲げさせていただいたような方がそんなにあちこちにいるということでも多分ないだろうと思いますので、そういう点での差異は当然あるかと思います。

○岩沢座長 ほかにいかがでしょうか。

○大森委員 橋本さんにお聞きしたいのですが、日本はイミгранツの受入れというのをしていない。要するに、難民受け入れに関して、移民を受け入れている国と受け入れている国においての違いというものは大きくあるもののでしょうか。

○IOM(橋本) ありがとうございます。阿部課長もおっしゃっていたとおりなのですが、やはり大きな意味での移民受入れの中で、そのプログラムに難民受入れが一部としてある。要するに、分母が大きいということがまず1つです。

それから、これはいつか始めないといけないので、いつか第一歩を始めるということも必要かとは思いますが、やはり50年以上前から移民国家なので、その土壌が大きいというところが北米とオーストラリア、ニュージーランドと日本の大きな差ということかとは思いますが。

逆に、池上先生に教えていただきたいと思います。

○大森委員 難民の人の受入れに連なって移民受入れというのが出てこないかなと、日本政府ですけれども。

○池上委員 では、短くいいですか。

日本は外国人実質労働者がいろいろ入っているのは皆さん御存じのとおりですが、移民という言葉が政府としては明確には使っていないですね。今まさに中川大臣の呼び掛けで、それをどうするかという検討の会議が始まって進んでいるところなのですが、国の正式なアジェンダの上に乗っていくにはもうちょっと時間がかかるかと思っております。

アメリカ、カナダのように、そもそも皆が移民でやってきた。勿論、先住民もいますけれども、そういう国の国家形成の論理と、日本のような国とは根本的にやはり違うと思っていますので、私自身も橋本さんがおっしゃられた非移民国家というか、具体的にはヨーロッパ、特に私はオランダとか北欧の事例に学ぶところが多いかと思っていますのですけれども、言語が英語じゃないというところも大きいのですが、そういうところから学べるこ

とが多いかと思っています。

○岩沢座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○池上委員 これも、また阿部課長に対する質問ということになります。

まとめていただいた横長の資料の5ページ目で、「受入れ単位（家族又は単身者）」というところですか。ここも、非常に私は興味を持って読んでみました。オーストラリア、アメリカなどが50%近く実質単身者になっているということはともかく、そうでない場合にも必ずしも条件を付けていないという国が多いということだったのです。

それはある意味、すごく健全な発想だと私は思うのですが、もしお分りの範囲であれば結構なのですが、やってきた単身者たちがその後、家族形成をするときに同じエスニックグループで結婚していくのか。あるいは、受入れ社会の人たちとの結婚が増えていくのか、それは当然、定住とか社会統合と密接に関わるのですが、そういったデータについて何か調べた範囲で出てきていますでしょうか。

○外務省（阿部） すみません。余り包括的なお答えはないのですが、ただ、オーストラリアだったですか、要するに難民の方を受け入れる際に、男女比を半分半分ぐらいにする方がいいからそういうふうになっているというようなことがあったようです。それはすなわち、第一世代の方はより同じコミュニティの方同士と結婚する可能性が高いという中で、余りどちらかに偏ってしまうとそういう可能性は閉ざしてしまうという意味においてそういう配慮をしているという話がありました。

ですから、それはどこでもということではないと思いますけれども、今の話からすれば、比較的第一世代については同じコミュニティの結婚というのがある程度はやはり想定されるということかと思いました。

○岩沢座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

石井委員、どうぞお願いします。

○石井委員

ありがとうございます。まずはこれだけまとめた資料を作っていただいて本当にありがとうございました。非常に助かりますし、参考になります。

質問が1点で、あとはコメントになります。富田さんから御紹介いただいたアイルランドなどでボランティアを活用しているところが結構ありましたが、これは自治体や政府がボランティアのマネジメントを実際に行っているということなののでしょうか。資料の中では、国によって呼び方が結構違っているようですね。例えば、アメリカでは、VOLAG (Voluntary Agency ボランタリーエージェンシー) という呼び方をしています。ボランティアという言葉は使われていますが、私がいろいろ見てきた中で言うと、事実上はNGOが運営に関わっていて、政府もそのボランティアの活用を促進するような政策が取っているようです。アメリカでは、ボランティア一人ひとりの単価を数値計算して、それをマッチンググラントという形で厚生省が同額をキャッシュで団体に出すということをしています。

これは事実上、その人自身はお金をもらっていないのですが、団体にとっては、二

重の意味でおいしい制度とも捉えることができ、それが資金源にもなり得ます。日本では、無尽蔵に予算があるわけではないので、予算がもつのか心配な気持ちもありますが、北歐型が、結局、今後の日本の形というふうにおっしゃったところと非常に似てくると思います。

日系移民というのは日系移民と呼んでいなかったとしても、事実上すでに定住していて、そこで家族形成もしていくという意味では、もう移民はいるということです。日系というカテゴリーかもしれませんが、存在しているという前提で考えると、ある程度そことの整合性を持っていくと、語学部分に関しても、文化的な部分にしてもあるのではないかと考えてはいるところです。そこは、まだ今後の提言段階の話だと思います。

あと1点、先ほど池上先生からの御質問で、同じエスニックグループの方で家族形成はあり得るのかという話なのですが、これは、日本においても、例えばミャンマーに関して言うと、民族ごとのまとまりというのはすごく大きくて、同じ民族同士の結婚というのは極めて多いですね。これは宗教上の問題や言語の問題もあるのだろうと思います。

逆に日本人と結婚して家庭を築いているケースの方がむしろ少ないようです。実は人道配慮で日本に在留を認められている方の中には、日本人配偶者であるケースが非常に多いという事実はあります。とはいえ、日本にいる難民申請者や条約難民の方々は、やはり同じ民族グループで結び付くことが非常に多くて、日本人と家庭を築いているケースは、本当に少数ですね。その他の外国人と結婚しているケースは、散見されるのですが、実際には自分たちの民族グループがあるところでは、その中で固まる傾向が強いと思っています。

アメリカのような国ではどうなのかなと思って聞いてみたところ、移民プログラムや難民定住プログラムが多数あるところであれば、それらのプログラムを通じて知り合うことができるようです。そういうプログラムがないところでは、日本の条約難民のように、やはり民族ごとに固まる傾向があるようです。これは、出会う機会の差ではないかと思っております。ありがとうございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

今の石井委員の質問に当たる部分は、富田補佐からお願いします。

○内閣官房（富田） オランダについてですが、いわゆる難民事業本部のような団体がございまして、そちらがマネジメントのようなこともされているのですが、他方、常時難民に寄り添ってこまめに支援できるわけではありませんので、そういう部分で積極的にボランティアを活用しており、ボランティアを待っているのではなく、むしろ実施団体の方からボランティアに呼びかけに行くという方法もとられているそうです。オランダの学校では、学生がボランティアをすればそれが単位に変換されるということがよく行われているようでございまして、この制度をうまく活用されています。例えば学生と言っても一般の学生ではなくて、いわゆるソーシャルワーカー的なことを学んでいる学生など、ある程度、専門性を持った学校に呼びかけるなど、ボランティアの開拓のようなこともされているよ

うです。

また、オランダには既に多くの先輩難民の方が定住されています。私もその何人かに会いしたのですが、彼らの、後輩難民の方をいろいろ手伝ってあげようという意識が、そもそも非常に高いという印象を受けました。そういう先輩難民の方々が、実施団体の事務所場所をお借りし、そこに後輩難民の方々と集まり、後輩難民の方々の学校関連書類等の作成などを、先輩難民の方々が手伝うといったこともされているそうです。

他方、アイルランドは、もともと移民排出国でございまして、最近の経済成長の結果、人が流入してくるようになった国でございます。

オランダとは少し異なり、既存の制度の枠内で非常にきめ細かく支援を実施されているという印象を受けました。具体的には、地方にあるステアリンググループというものが、我が国の難民対策連絡調整会議の地方バージョンのような、地域の関係者が集まったグループがございまして。その中には地方公共団体や警察の方、ボランティア団体、各種関係者がいらっしゃるのですが、直接難民の方々からいろいろな聞き取りを行う、いわば、難民の方々と支援する側を結ぶ窓口のような役割をされている方もいらっしゃいます。役割によってはいくばくかのお金をいただいている方もおられるようですが、ただ、そのような方は多くはおりませんので、細かな支援の部分はボランティアを募っておられます。

ボランティアは数十人単位でいらっしゃるのですが、その全員が朝から晩まで難民の方々につきっきりではなく、各自ができる範囲で支援されているとのこと。私の印象では、ここで申し上げているボランティアの方々は、今回外務省が新たに配置した地域定住支援員のような、御近所の方々による支援がベースとなっているという感じでございます。以上でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ほかに委員で、御感想なり御意見なりございますでしょうか。

では、池上委員どうぞ。

○池上委員 阿部課長への質問という形になろうかと思えます。

先ほど来、本当に参考になっているこの資料についてなんですけれども、各国の状況ですが、IOMの橋本さんから都市型難民の試験的受入れを検討してみてもどうかという提言をいただきました。このことについては、私もこの5月の連休にタイに行っているときに、マレーシアの都市型難民の存在については間接的にですけれども聞いていたところです。

それで、今回、照会をかけた各国の中で、この都市型難民の受入れについて何か項目として質問されているのかどうか。あるいは、質問されていなかったけれども、各大使館からの回答の中に都市型難民のことについての言及等があればちょっと御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○岩沢座長 外務省、どうぞ。

○外務省（阿部） 結論から申し上げますと、特段、都市型難民について我々から調査をお願いしたということはなかったものですから、そこまでは調査が及んでいません。ですか

ら、今すべて記憶しているわけではないですけれども、多分、何かその点についての言及が特段あったということはないのだらうと思います。

それを申し上げた上で、私が以前ジュネーブに別の機会に出張に行ったときに、UNHCRの第三国定住をやっている方ともお目にかかったのですけれども、この方自身が難民ではないかもしれませんが、マレーシアの方で、マレーシアにはまさにミャンマーからの都市型の難民が結構いるのです。日本はタイのキャンプからその人たちを受け入れているけれども、場合によってはマレーシアの都市型難民の方の受入れということも将来的な課題としては御検討されてもいいのではないですかというお話は聞いたことがあります。

これもほんの半年ぐらい前の話ですけれども、先ほど池上先生の方からカレン族に限定して受け入れているというお話もありましたが、あそこはそれ以外の仮にミャンマーの難民に限るとしても、ほかの民族の方という部分もあるのか、ないのか。それから、今のキャンプの人、都市型の人、もう少しそこを柔軟に考える余地があるのか。これもまた、この会議の場でいろいろと御議論をいただければありがたいかと思います。

先ほど、IOMの橋本さんが都市型難民ということで、いろいろな意味において、要するに我々のような生活については普通にしているし、知識があるわけですから、そういう意味において日本みたいな国に来て生活をするに当たっては比較的最初の一からというのと、ある程度のところからスタートするということの違いはあるという話がありましたけれども、その要素と、それ以外に何かほかのマイナスと言っては何ですが、そういう要素があるのかどうか。そこら辺は、もう少し詳しく見てみる必要があるかと思っております。

○岩沢座長 ありがとうございます。

時間は過ぎておりますが、せつかくの機会ですので、もう少し意見交換を続けさせていただきたいと思っております。

では太田委員、どうぞ。

○太田委員 基本的な質問で恐縮ですが、第三国定住として来日した方々にお子さんが産まれた場合、この子の国籍がどうなるのか。法務省の方もいらっしゃるのですが、もしわかれば教えていただきたいのですが。

○岩沢座長 それでは、法務省お願いします。

○法務省 両親がともにミャンマー国籍として理解しておりますので、生まれた子どもはミャンマー国籍になるのではないかと私は思いますが、これはミャンマーの国籍法がどうなっているかということにもなるかと思っております。

いずれにしろ、難民として来られている方、第三国に定住している方ですので、ミャンマー国籍法をそのまま使えるかどうかということはよくわかりませんが、一般的に外国人登録では、ミャンマー国籍として登録されるものと思っております。

○岩沢座長 ありがとうございます。

では石井委員、どうぞお願いします。

○石井委員

今の点で、ちょうど数日前にそれに関するシンポジウムを東京でやったりしていたものから、少し付け加えさせていただきますか。

これは条約難民も含め、もともと難民申請者であった子どもたちが、出生届けのときに親の国籍をそのまま書かれてしまい、それが外国人登録されたとしても、ミャンマー大使館で登録することはできず、事実上国籍はどこにも属していないという問題があります。現在かなり子どもたちも大きくなってきていて、留学を考える子もいるのですが、事実上無国籍だということで、あきらめたという子どものケースがこの土曜日に発表されました。大使館に行けなくても、特にロヒンギャ民族だったりすると、ミャンマー生まれだとわかっていても大使館職員が拒否するケースもあります。

これは難民の問題そのもので、そういった宙ぶらりんになっている、特に日本で生まれた子どもに関して、もう少し配慮していく必要があるだろうと私たちは懸念しています、この第三国定住難民とは別に、現在かなり議論しているところであります。

それと、先ほどアーバンレフュジー (Urban Refugees)、都市型難民というふうに呼んでいる方々の問題もあります。アーバンレフュジーと呼ばれている難民の中には、都市だけでなくジャングルの中にも住んでいる人々もいます。マレーシアのように難民キャンプをつくることを許可しない国にいる難民の人たちは、アーバンレフュジーで、国際的にプロトラクテッドレフュジーズ (Protracted Refugees) とも呼ばれ、よりつらい状況にあるということは間違いありません。これはミャンマー出身の方に限りませんし、マレーシアだけの問題ではないのですけれども。私よりも、UNHCR さんのほうがお詳しいと思うので、是非補足していただければ助かります。

先ほど不法移民としてというお話がありましたが、難民としてマレーシアに逃れれば不法しかないのですね。難民以外の事情で行かない限り、合法的にいる方法がなく、難民として行けば不法という形しかあり得ない。勿論、難民条約ではそういう部分の不法性を問うてはいけないことに一応なっています。このような難民の人々は、キャンプにいる人よりも非常につらい状況に置かれていて、保護のニーズが高いというのが、国際社会の主流の議論ですので、そういう意味では日本が第三国定住でより大変な状況の難民を受け入れるという方向性を示すことは大変重要な部分だと私も思っております。ありがとうございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。ほかに御意見はいかがでしょうか。

それでは、大森委員どうぞ。

○大森委員 今回の国籍のことでよろしいですか。

私ども、そういうケースを幾つも受けております。実際には、難民認定を受けている方が日本で出産をして、国籍はどうしたのと聞いたら、本国にいる家族にやってもらいましたということで、大使館は通さないで本国でやりましたということです。そうすると、難民性がどうかということが出てくることはくるのですけれども、日本ではもう認定を受け

ているお子さんが2人、それで一応本国ではレジスターしましたということを言っております。

あとは、これは UNHCR さんの方が詳しくいらっしゃるのですけれども、無国籍にはならないのですね。国籍はあるけれども就籍をしていないという扱いになると思うのですが、海外に行く場合、私たちはそういう事情を加味して受け入れてもらえるようなやり方で、よく国際赤十字を通してお願いしたりすることもございます。

ただ、すべてが成功するかと言うと、そうとも言えません。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、UNHCR どうぞ。

○UNHCR (小尾)

ありがとうございます。1つ、都市型難民について御報告させていただければと思います。

難民キャンプにいる人たち、それから都市に住んでいらっしゃる難民の人たちの比率というものを世界的に見ますと、このお話をしますと皆さん大変驚かれるのですけれども、最近の傾向としては難民キャンプに住んでいる難民の人たちの比率というのが減ってきている。2007年、2008年、2009年、それから2011年の統計を見ますと、三十数パーセントから今は30%ぐらいに落ちている。それに比較いたしまして、都市に住んでいる難民の人たちの比率が2007年辺りで50%であったのが、最近ではもう60%以上になっているということで、世界的に見ますと実は都市に住んでいる人たちの比率が高い。

難民という言葉を知ると、皆、難民キャンプに住んでいるのでしょうか。あるいは、日本にも難民の人がいるのですよというお話をしますと、では日本の難民キャンプはどこにあるのですかという質問がその次に返ってくるのですが、皆さんの予想に反して実は都市に、私たちの近所に難民として住んでいる人たちの比率が最近では増えてきているということが、ひとつ傾向として挙げられると思います。

先ほどのご報告にもありましたように、例えば第三国定住の比率としてイラク難民を受け入れている国が、アメリカ、カナダ、オーストラリアで増えている。これは、まさにイラク難民を多く受け入れている3か国、シリア、ヨルダン、レバノンを見ましても、難民キャンプというのはこの3国に存在していないのですね。ですから、こちらから来ているイラク難民の人たちというのは、すべてが都市型の難民であるということが2点目として挙げられると思います。

先ほど石井さんからも御意見としてちょうだいいたしました。私も昨年マレーシアを訪れる機会がございまして、彼らが都市でどのような問題に直面しているかということを検証する機会を得ました。彼らは、都市で不法移民としてしか地位を与えられない、あるいは不法移民としてみなされている。マレーシアではチン族の人がほとんどなのですけれども、逮捕、拘留、それから強制送還に常時直面しているという観点から見ましても、彼らが日常直面している保護の問題というのは非常に深刻なものがあるということをつけ加えさせていただければと思います。

○岩沢座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、終了時間が過ぎておりますので、本日はここまでにさせていただきたいと思
います。

では、次回の予定について、事務局からお願いします。

○中川参事官 次回、7月3日火曜日は鈴鹿市の視察を予定しております。

○岩沢座長 ありがとうございました。

鈴鹿の視察について、何かほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本日はどうもありがとうございました。本日の会合の内容につきましては前
回同様、個人情報に関わる部分を除きまして、議事要旨という形で内閣官房ホームペー
ジに掲載させていただきます。